

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 27 年 11 月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500505号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500176号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を23万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する請求期間に係る賞与明細書、同僚が保管していた賞与明細書及び預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は、平成15年12月25日に、A社から賞与の支給を受け、標準賞与額23万2,000円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて、当時の資料がなく不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500506号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500174号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を17万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る預金通帳、同僚が保管していた賞与明細書及び預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳で確認できる賞与振込額より推認した厚生年金保険料控除額から17万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて、当時の資料がなく不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はない

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500515号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500175号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を23万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る預金通帳、同僚が保管していた賞与明細書及び預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳で確認できる賞与振込額より推認した厚生年金保険料控除額から23万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて、当時の資料がなく不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はない

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。